

建築物エネルギー消費性能基準等における一次エネルギー消費量算定方法の変更について

平成 28 年 4 月 1 日

第四章「暖冷房設備」第六節「電気蓄熱暖房器」の一部を下記のように変更します。

変更前 Ver.02（住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム Ver.01.15）	変更後 Ver.03（エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）Ver.2.0）																		
<p>第四章 暖冷房設備 (略)</p> <p>3. 用語の定義 <u>(略) (第 3 節全文)</u></p> <p>4. 記号及び単位 4.1 記号 <u>この計算で用いる記号及び単位は表 4.6.1 による。</u></p> <p style="text-align: center;">表 4.6.1 記号及び単位</p> <table border="1" data-bbox="51 1241 1097 1355"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>意味</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>f_{et}</td> <td>外気温度能力補正係数</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	記号	意味	単位	(略)	(略)	(略)	f_{et}	外気温度能力補正係数	—	<p>第四章 暖冷房設備 (略)</p> <p>3. 用語の定義 <u>第一章の定義を適用する。</u></p> <p>4. 記号及び単位 4.1 記号 <u>本計算で用いる記号及び単位は表 1 による。</u></p> <p style="text-align: center;">表 1 記号及び単位</p> <table border="1" data-bbox="1122 1241 2175 1355"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>意味</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	記号	意味	単位	(略)	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除)
記号	意味	単位																	
(略)	(略)	(略)																	
f_{et}	外気温度能力補正係数	—																	
記号	意味	単位																	
(略)	(略)	(略)																	
(削除)	(削除)	(削除)																	

f_{et}	間歇運転能力補正係数	二
(略)	(略)	(略)

4.2 添え字

この計算で用いる添え字は表 4.6.2 による

表 4.6.2 添え字

(表 4.6.2 省略)

(略)

付録 A 機器の性能を表す仕様の決定方法

本文中における定格暖房能力及び蓄熱効率については、当該住戸に設置される電気蓄熱暖房器の値を用いるのではなく、本付録により求まる値を使用するものとする。

(追加)

A.1 定格暖房能力

(略)

A.2 蓄熱効率

(以下、略)

(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)

4.2 添え字

本計算で用いる添え字は表 2 による。

表 2 添え字

(表 2 省略)

(略)

付録 A 機器の性能を表す仕様の決定方法

本付録では、電気蓄熱暖房器により暖冷房される暖冷房区画の床面積等から機器の性能を表す仕様を決定する方法を示す。本文中における定格暖房能力及び蓄熱効率については、当該住戸に設置される電気蓄熱暖房器の値を用いるのではなく、本付録により求まる値を使用するものとする。

A.1 記号及び単位

本計算で用いる記号及び単位は表 A.1 による。

表 A.1 記号及び単位

(表 A.1 省略)

A.2 定格暖房能力

(略)

A.3 蓄熱効率

(以下、略)